

独立行政法人医薬品医療機器総合機構健康被害救済部企画管理課
労働者派遣業務にかかる仕様書

1. 調達案件の概要

派遣労働者（健康被害救済制度（以下「救済制度」）に関する相談電話対応等）

1名

2. 業務内容・期間

(1) 業務内容

- ・一般事務
- ・救済制度に関する相談電話対応
 - ① 相談への電話対応
 - ② 相談記録の作成
 - ③ 請求書類等の発送
 - ④ 救済制度広報資材発送事務の補助
 - ⑤ その他上記①～④に付随する庶務

※ 受注者は上記①～⑤を派遣者に対して確実に履行させること。

(2) 期間

令和3年4月1日～令和4年3月31日（246日間）

3. 抵触日

令和3年12月31日とする

当所は、意見聴取期間内に、過半数労働組合等の意見聴取手続きを行い、派遣可能期間を延長することを予定しているが、協議の結果、派遣労働者の雇用を継続しないことになった場合は抵触日までの間に派遣期間を終了する変更契約を行うものとする。

4. 派遣労働者の要件

下記の(1)～(3)いずれにも該当する方

- (1) 高等学校卒業以上の学歴を有する方
 - (2) 以下のパソコン操作ができる方
 - ・マイクロソフトエクセルで表計算ができること
 - ・マイクロソフトワードで文書作成ができること
 - (3) 行政機関又はコールセンター等で電話相談業務に従事した経験を有する方
- また、上記1～3以外に、精神保健福祉士、社会福祉士等の資格を有している方であれば、より望ましい。

5. 勤務日

派遣労働者の勤務日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及びその他理事長が指定する日を除いた日とする。

6. 休暇の取得

休暇を取得する場合は、事前に指揮命令権者に報告すること。

7. 就業時間

勤務時間は、9時00分から17時15分とする。

なお、実労働時間は7時間15分とし、休憩時間は12時00分から13時00分とする。

8. 就業時間外労働、休日労働

就業時間外労働、休日労働の規定については、派遣元の規定に準じる。

9. 勤務する事務所の名称、所在地

名称：独立行政法人医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課

所在地：東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル7階

10. 派遣先責任者及び指揮命令権者

派遣先責任者：健康被害救済部長 恩田 裕

指揮命令権者：健康被害救済部長 恩田 裕

11. 派遣元責任者

契約企業の責任者（派遣業者契約以降確定）

12. 苦情処理申出先

派遣先：健康被害救済部長 恩田 裕

派遣元：契約企業の責任者（派遣業者契約以降確定）

13. 留意事項

(1) 業務上の性格上、所要の守秘義務が課せられるので、十分留意すること

(2) 誓約書を別途提出し、これを遵守すること

14. 本件に関する照会先

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル7階

独立行政法人医療機器総合機構 健康被害救済部 企画管理課 近藤、大淵

TEL：03-3506-9460

FAX：03-3506-9439

E-mail：kaitou●pmda.go.jp 「●を@（半角）に変換してください。」